

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 23 年 5 月 26 日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カインズホーム静岡羽鳥店  
静岡市葵区羽鳥 100 番地 3 外 34 筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社カインズ 群馬県高崎市高関町 380 番地 代表取締役 土屋裕雅
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
（変更前）午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分  
（変更後）午前 6 時 00 分から午後 8 時 00 分
- 4 変更年月日  
平成 23 年 6 月 30 日
- 5 届出年月日  
平成 23 年 5 月 19 日